

バントワーリング部門の音源使用について

(一般社団法人日本音楽著作権協会との打合わせ内容)

1. JASRAC 東京支部 03-5157-1162

これまでの大会運営を変更しビデオ審査を行いたい旨の相談を行ったところ、これまでの「録音利用申請」ではなく DVD またはデータとして映像と結合して使用するという事で「複製利用申請」の手続きが必要となります。

2. JASRAC 複製部録音・ビデオグラム課 03-3481-2169

「複製利用料」は、協会がまとめて精算をすることも可能であるが、外国作品においての「基本使用料」がそれぞれの楽曲によって大きく異なるため、各団体における申請が望ましい旨の報告がありました。**金額については、非商用複製使用料計算シミュレーションからご確認ください。**

JASRAC ▶ 音楽をつかう方 ▶ DVD・Blu-ray など映像ソフトの製作

<https://www.jasrac.or.jp/info/create/video.html>

詳しくはこちらをご覧ください。

従来の大会

各団体
・音源使用許諾<日本レコード協会他>
協会
・録音使用申請<JASRAC>
・演奏利用申請<JASRAC>

ビデオ審査の大会

各団体
・音源使用許諾<日本レコード協会他>
・複製利用申請<JASRAC>
協会
・なし

	日本音楽著作権協会 JASRAC			レコード 協会	作・編曲者
	複製権	演奏権	公衆送信権	隣接権	編曲権
自作曲	不要	—	不要	不要	—
著作権フリー	△1	—	△1	△1	—
自作アレンジ曲	△2	—	△2	△2	必要
市販の音源	必要	—	必要	必要	—

※△1 使用内容に基づく権利の条件を十分確認してください。

※△2 原曲に権利がある場合は必ず編曲権を作曲者へとの必要があります。